



横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を 求める協議会の設立総会

概要	横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判実施を求める協議会の設立総会を実施します。
とき	7月4日（火）午前10時30分から
ところ	相模原教育会館 3階大会議室（1） （相模原市中央区富士見6-6-13）
参加者	【相模原市】市長 本村 賢太郎氏 【座間市】市長 佐藤 弥斗氏 神奈川県弁護士会他 合計47団体（別添）
内容	<p>別添「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会 設立趣意書（案）」のとおり</p> <p>【合議制裁判とは】</p> <p>3人の裁判官の協議によって事件を審理する体制のことをいい、1人の裁判官しか関与しない単独制の裁判よりも、より慎重かつ迅速に裁判官の判断を受けることが期待できるとされます。</p> <p>具体的には、刑事事件においては、殺人や放火などのように重い刑罰を判断するためには、必ず合議制で審理しなければなりません。また、被疑者の身体を拘束する決定（勾留決定）に対する異議申し立て手続（準抗告）も合議で行われなければなりません。</p> <p>民事事件においては、医療過誤や労災、建築瑕疵などの事件や争点が複雑な一般事件などは合議制で審理する場合があります。</p> <p>【労働審判とは】</p> <p>個々の労働者と事業主との間の労働関係のトラブル（個別労働関係民事紛争）を対象として、裁判官1人に、労使専門家2人の計3人で構成される労働審判委員会が、手続きの中に調停を組み込み、3回以内の期日での迅速、適正、かつ実効的な解決を実現しようとする紛争解決制度のことです。2006年（平成18年）から開始されました。</p> <p>具体的には、解雇、給料の不払いなどの労働条件に関する紛争や、労災事故による労働者の使用者に対する安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求などが挙げられます。</p>

取材	<p>設立総会終了後、相模原市長、座間市長および神奈川県弁護士会副会長ほか数名の弁護士が同会場での取材を予定しています。</p> <p>○とき 午前11時30分から</p> <p>○ところ 相模原教育会館 3階大会議室(1)</p> <p>○注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取材は、直接会場へお越してください。 ・駐車場は少ないため、ご注意ください。 ・腕章の着用をお願いします。
問い合わせ先	<p>総合政策部 市民広聴課 市民広聴係</p> <p>TEL 046 (252) 8218 FAX 046 (252) 0220</p>

